

事前評価調書

I 事業概要																																		
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																	
地区名	主要地方道 <small>おかざきあすけせん</small> 岡崎足助線																																	
事業箇所	<small>おかざきしほそかわちよう</small> 岡崎市細川町地内始め																																	
事業のあらまし	主要地方道岡崎足助線は、岡崎市中心部を起点とし、愛知県有数の観光地である豊田市足助町に至る、岡崎市を南北に縦断する重要な幹線道路であるが、当該区間は、両側に歩道がなく、自転車や歩行者が常に危険な状況にさらされている。 このことから、本事業は歩道を整備することで、歩行者等の安全確保を図るものである。																																	
事業目標	【達成（主要）目標】 ①歩行者等の安全確保 【副次目標】 —																																	
事業費	事業費		内訳																															
	4.1 億円		■工事費 2.0 億円、■用補費 1.7 億円、■その他 0.4 億円																															
事業期間	採択予定年度	2021 年度	着工予定年度	2021 年度	完成予定年度	2024 年度																												
事業内容	歩道整備 延長 L=700m 幅員 W=10m																																	
II 評価																																		
①事業の必要性	1) 必要性	・歩道が設置されていないため、歩行者等の安全な通行空間が確保されていない。																																
	判定	A	① A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																															
		【理由】 歩行者等の安全確保のために歩道整備が必要である。																																
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="4">←————→</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="3">←————→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←————→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">4.1</td> </tr> </tbody> </table>							2021	2022	2023	2024	工種区分	調査・設計	←————→				用地補償		←————→			工事				←————→	事業費（億円）		4.1			
			2021	2022	2023	2024																												
工種区分	調査・設計	←————→																																
	用地補償		←————→																															
	工事				←————→																													
事業費（億円）		4.1																																
2) 地元の合意形成	地元からの歩道整備の要望の声が強く、事業実施について地元の合意形成がなされている。																																	
判定	A	① A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																
		【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えられる。																																

Ⅲ 対応方針

事業実施が妥当である。

事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

- ・ 自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況